

| | | |
|---|--|-------------|
| 受理官庁 LT | リトアニア共和国国家特許局 | 附属書 C LT |
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | リトアニア | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | リトアニア語、英語、ロシア語 ¹ | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | 英語、ロシア語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 3 | |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3, 4} | 認める。受理官庁はEPOオンライン出願による電子出願を認める。オフライン提出はCD-R又はDVD-Rを認める。 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？ | 認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。 | |
| 管轄国際調査機関 | 欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）又はヴィシエグラード特許機構 | |
| 管轄国際予備審査機関 | 欧州特許庁 ⁵ 、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）又はヴィシエグラード特許機構 | |
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：ユーロ（EUR） | |
| 送付手数料 | EUR 92 | |
| 国際出願手数料 ⁶ | EUR 1,233 | |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶ | EUR 14 | |
| 減額（手数料表第4項に基づく）： | | |
| 電子出願 （文字コード形式による願書） | EUR 185 | |
| 電子出願 （文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約） | EUR 278 | |
| 調査手数料 | 附属書D（EP）、（RU）又は（XV）参照 | |
| 優先権書類の手数料 | EUR 23 | |
| 優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d）） | EUR 115 | |

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（PDFなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2013年1月24日付公示（PCT公報）8頁以降及び2018年9月13日付公示（PCT公報）290頁以降を参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁又はヴィシエグラード特許機構が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- 6 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

| L T | リトアニア共和国国家特許局 (続き) | L T |
|--------------------------------|--|-----|
| 受理官庁は代理人を要求するか？ | 不要，出願人がE E A（欧州経済領域）に居住している場合 要，出願人がE E Aの非居住者である場合 | |
| 誰が代理人として行為できるか？ | 受理官庁に対して手続を行うことが登録されている弁理士 | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 受理官庁は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？ | している ⁷ | |
| 別個の委任状が要求される特別の状況 | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時，又はその者が書類を提出した時 | |
| 受理官庁は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？ | している ⁷ | |
| 包括委任状の写しが要求される特別の状況 | 代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時，又はその者が書類を提出した時 | |

⁷ 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。